

# 伊佐市 通学路安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成 26 年 3 月策定

(平成 31 年 3 月改定版)



伊佐市通学路安全推進会議

平成24年4月以降、登下校中の児童らの列に自動車が入り込み、死傷者が多数発生する痛ましい事故が全国で相次いで発生したことから、文部科学省より「通学路の安全確保について（依頼）」（平成24年5月1日付け24文科ス第93号スポーツ・青少年局長通知）があり、国土交通省・警察庁・文部科学省の3省庁が作成した「通学路における緊急合同点検等実施要領」により、関係機関等と緊急合同点検を実施しました。その結果、要対策箇所について、平成25年度までに緊急的な対策を完了しました。

また、平成30年5月、新潟市において下校中の児童が連れ去られた後に殺害されるという痛ましい事件が発生したことから、文部科学省より「『登下校防犯プラン』について」（平成30年6月22日付け30初健食第12号初等中等教育局健康教育・食育課長通知）がありました。

さらに、同年6月の大阪府北部地震の影響で小学校のプールのブロック塀が倒壊し、その塀に挟まれた児童が亡くなるという事故も発生したことから、文部科学省より「学校におけるブロック塀等の安全点検等について」（平成30年6月19日付け30文科施第112号大臣官房文教施設企画部長・初等中等教育局長通知）がありました。

これら事件・事故等を受け、国土交通省・警察庁・厚生労働省・文部科学省の4省庁が連携した「通学路における緊急合同点検等実施要領」により、関係機関等が連携して通学路の安全点検及び安全対策を講じてきたところです。

なお、第一次伊佐市総合振興計画の前期基本計画においても、「安心安全・定住の推進」を全庁横断課題と設定し、交通安全・地域安全の推進、交通機関と道路の充実等の施策を進めていることから、子どもたちの登下校時の安心安全確保のために平成26年に策定した「伊佐市通学路交通安全プログラム」を、防犯関係も含めた「伊佐市通学路安全プログラム（以下「プログラム」という。）」に改めました。

### プログラムの概要

- 1 関係機関が一体となり、通学路の安全確保に努めます。
- 2 対策完了後も効果検証を行い、次の対策に生かします。
- 3 平成25年度以降も、継続的に通学路の合同点検を実施します。
- 4 児童生徒の安全教育を充実させ、自ら安全を確保できるようにします。

- 1 伊佐市では、児童生徒の登下校時の安心安全確保のため、関係機関が連携し、一体となって、通学路の安全確保に努めます。

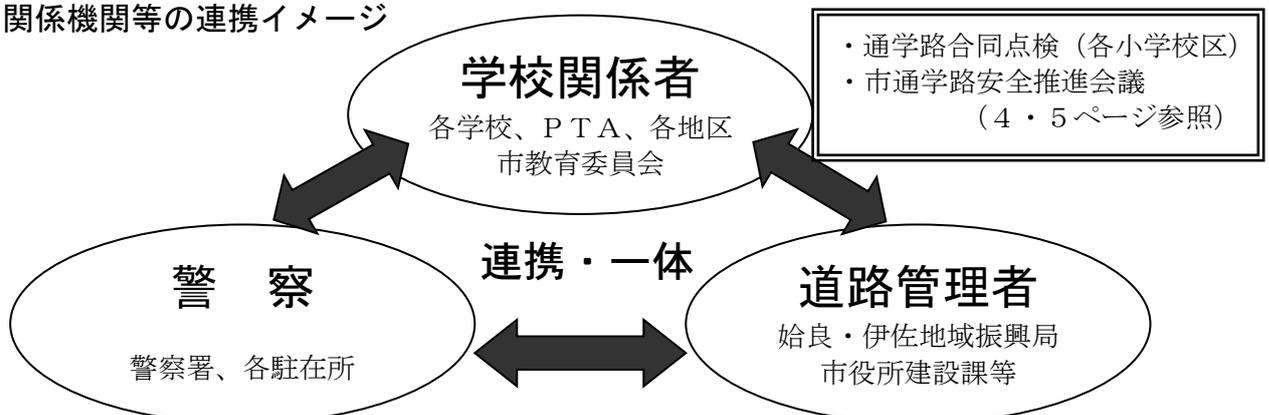
登下校中の児童生徒が、交通事故や犯罪、声掛け事案等の被害に遭わないためには、道路環境の整備のほか、通学方法の見直しや通学児童生徒・通行車両への交通防犯両面からの教育、通学時間帯の通行規制、見守り活動などハード・ソフトが一体となって対策を行う必要があると考えます。

そこで、学校関係者、警察、道路管理者等の役割を明確にして、一体となって通学路の安全対策に取り組めます。

### ■関係機関等の役割分担

- 道路管理者（始良・伊佐地域振興局建設部、市役所建設課）は、所管する道路に関し、学校が指定する通学路の歩道整備やミラーの設置等の安全確保に取り組みます。
- 伊佐警察署は、児童生徒の安心安全な登下校のために、道路の交通安全施設整備、交通規制、交通安全指導、交通取締等の外、防犯に関する予防教育、街頭補導、パトロール等に取り組みます。
- 市役所交通消防防災係は、関係機関や組織と連携し、道路の安全施設整備、交通規制、交通安全指導、防犯等の取組から、児童生徒の安全確保対策に取り組みます。
- 市教育委員会は、学校の安全計画の策定や通学路指定に関し、指導・助言及び安全教育の推進を支援するとともに、安全確保に向けて関係機関への要請・調整に取り組みます。
- 学校は、より安全な通学路を指定した上で、学校安全計画に基づき危険箇所を把握し、安全教育や登下校時の安全指導を徹底します。また、関係機関や組織と協議して改善を要請します。
- P T Aは、通学路の危険箇所の把握、街頭指導やパトロール等の校外指導、家庭における安全教育等を行います。
- 各地区では、地域住民やスクールガード等による交通安全・防犯活動等の見守り活動を行うとともに、地域安全に係る環境整備要望等を取りまとめ、関係機関への要請等を継続して行います。

### ■関係機関等の連携イメージ



2 対策完了後も効果検証を行い、その結果を生かして、より即効性があり効果的な対策を推進します。

平成24年8月に各小学校の通学路において、学校関係者、道路管理者、警察等の方々による緊急合同点検を実施し、対策が必要な箇所とその方法について検証しました。その結果、対策必要箇所について、各関係機関で緊急的に対策を行い、平成25年度までに完了しました。



【合同点検（大口東小）】

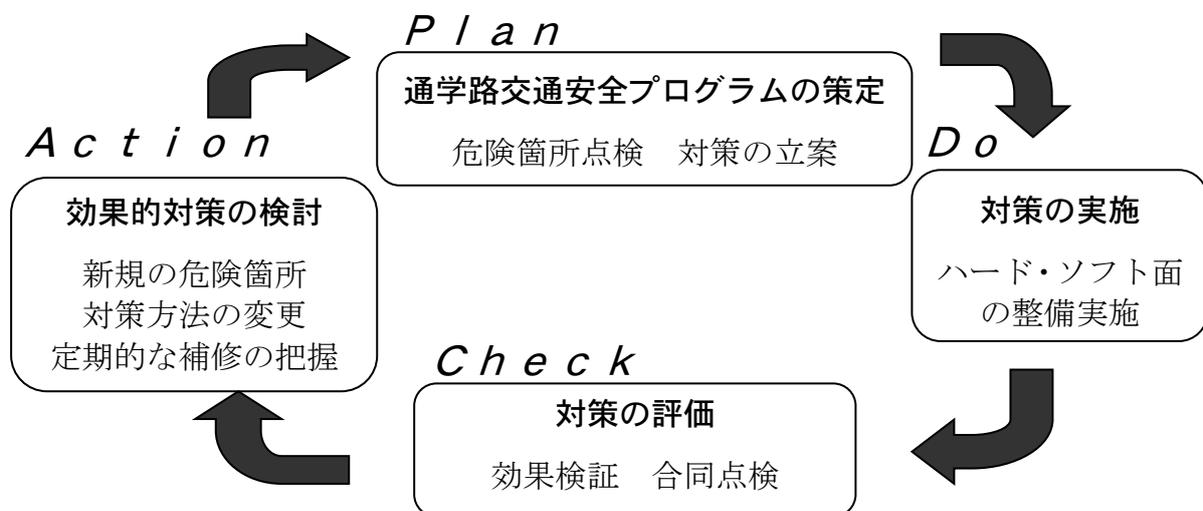


【合同点検（南永小）】

実施した緊急対策について、その効果を検証するため、対象学校に対してアンケート調査等を実施します。また、警察や道路管理者が行った対策について、対策前後の状況からデータを測定することで、その効果を検証します。

それらの結果から、より効果的な対策を今後の通学路の安全対策に生かして、より安心安全な通学路を実現していきます。

■通学路の安全確保に向けたPDCAサイクル



3 今後も、通学状況や交通状況等の変化に応じて、継続的に通学路の合同点検を実施します。

通学路が変わったり、交通状況が変化したりすること等から、平成 26 年度以降も継続的に合同点検を実施し、対策が必要な箇所は速やかに対策を実施します。

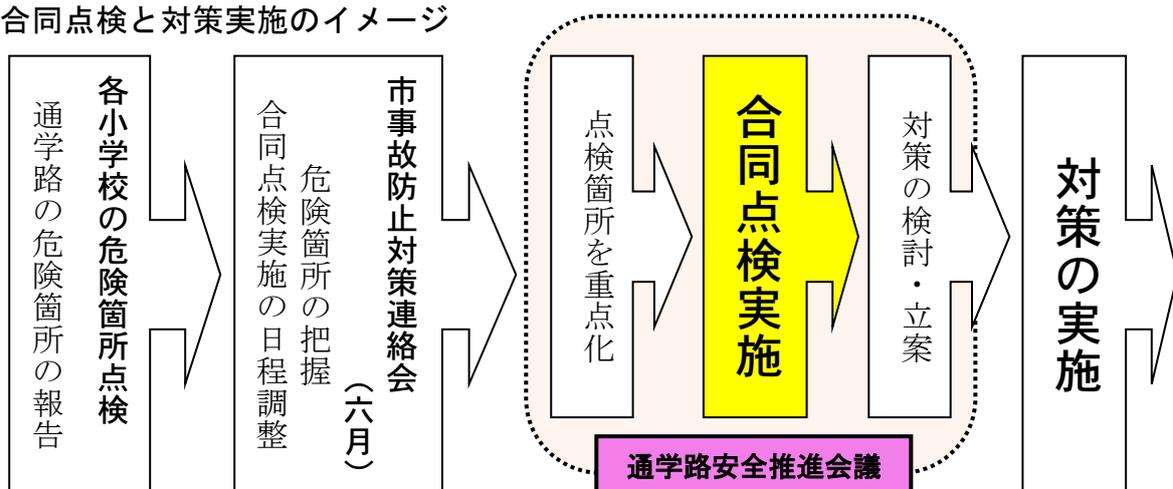
また、緊急的な対策を実施した箇所も、継続的に効果を発揮するように、維持管理・更新に努めます。

### ■通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で協議し、策定しました。

- ・伊佐市教育委員会
- ・伊佐市役所建設課土木係
- ・伊佐警察署交通課
- ・伊佐市役所総務課交通消防防災係
- ・始良・伊佐地域振興局建設部道路係
- ・伊佐警察署生活安全刑事課

### ■合同点検と対策実施のイメージ



### ■合同点検の実施

通常、全14小学校を3つのグループに分けて、3年に1回の合同点検を実施します。

なお、6月に開催する伊佐市事故防止対策連絡会において、各学校から報告される危険箇所について関係機関で確認し、緊急性が高いものがあれば、優先的に合同点検を実施します。

【合同点検の輪番表】

| 年度  | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度<br>2019 年度 | 2020 年度 | 2021 年度 | 2022 年度 |
|-----|----------|----------|---------------------|---------|---------|---------|
| 実施校 | 大口小      | 大口東小     | 牛尾小                 | 大口小     | 大口東小    | 牛尾小     |
|     | 平出水      | 羽月小      | 山野小                 | 平出水     | 羽月小     | 山野小     |
|     | 曾木小      | 羽月西小     | 針持小                 | 曾木小     | 羽月西小    | 針持小     |
|     | 本城小      | 南永小      | 菱刈小                 | 本城小     | 南永小     | 菱刈小     |
|     |          | 田中小      | 湯之尾小                |         | 田中小     | 湯之尾小    |

■対策箇所や結果の公表

合同点検によって抽出した対策必要箇所やその対策については、対策一覧表を作成し公表します。

4 各学校の児童生徒の安全教育・指導を充実させ、自ら安全を確保できるようにします。

■学校での取組

児童生徒を対象とした定期的な安全教育・指導に取り組みます。

【具体例】

- 交通安全教室や不審者対策訓練等の開催
- 安全に関する講話（管理職等や警察）
- 児童生徒の通学路安全マップの作成による指導
- 定期的なKYT（危険予知トレーニング）指導

■PTAや地域での取組

- 親子で通学路を歩く取組
- 学校・PTAによる交差点・横断歩道・危険箇所での街頭指導やパトロール
- 啓発ステッカーをつけた車両による通学路パトロール 等

■その他、関係機関の取組

ドライバーのマナー・モラルの低下等も指摘されていることから、市総務課消防交通防災係、伊佐警察署等が連携した運転マナーや交通安全啓発・指導、取り締まりを行います。

これらの活動は、市報や市・学校のホームページ、学校便り等に掲載し、保護者や地域の方々への啓発も行います。